

財務省告示第百五十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十七年三月二十五日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年四月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第七十 五回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	成十三三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け
五	発行額	額二百五十億二千二百六十万円
六	払込金額	額二百五十億三千二百六十万円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行価	平成十七年三月二十五日
十	発行行 行格	額面金額百円につき百円五十二 銭
十一	利率	年二・一パーセント
十二	経過利率 の払込み	日本郵政公社総裁は、払込金額 に本郵政公社の算式により算出し

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 5}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成三十七年三月二十日額面金額百円につき百円

十六 元利支

払込期日 平成十七年三月二十五日

十七 償還金額

償還金額 日本銀行

十八 払込期日

平成十七年三月二十五日